

## 深谷市新庁舎建設基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1 公募型プロポーザル実施の目的

本公募型プロポーザルは、深谷市新庁舎建設基本計画策定業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として特定することを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

深谷市新庁舎建設基本計画策定業務

#### (2) 業務の内容

別紙「深谷市新庁舎建設基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 18 日までとする。

#### (4) 委託金額

委託金額の上限は、19,440,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

### 3 参加要件

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 平成 25・26 年度深谷市建設工事等競争入札参加者資格名簿において、「建築関連コンサルタントの「建築意匠」又は建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画」の業種に登録がある者。
- (4) 深谷市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱及び深谷市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 過去 10 年間に於いて、国又は地方公共団体の庁舎建設に係る基本計画策定に関する業務実績（業務名に関係なく、仕様書 8（1）に示す業務内容を含むと認められるもの）を有していること。
- (6) 3 か月以上の雇用関係があり、(5) の業務実績又は本業務と類似する業務実績を有し、且つ (7) に示す資格を有する管理技術者を配置できること。なお、本業務と類似する業務の定義については、以下のとおりとする。

《本業務と類似する業務》

国又は地方公共団体発注の延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の行政庁舎整備に係る設計業務。

※学校、病院、文化施設等は除く。

(7) 以下のいずれかの資格を有する者を自らの組織の中から、主たる担当技術者として1名及び担当技術者として1名以上配置できること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(建設部門:都市及び地方計画)

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士

#### 4 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1部(カについては各2部)提出すること。

提出書類	様式等	添付書類等
ア 参加表明書	様式1	入札参加資格登録書の写し
イ 会社概要	様式2	会社パンフレット
ウ 業務実績調書	様式3	契約及び業務完了を証するものの写し
エ 業務実施体制	様式4	
オ 配置予定技術者調書	様式5-1、5-2	保有資格を証するものの写し 健康保険被保険者証等雇用関係が 確認できるものの写し
カ 実績としての成果品	製本した冊子等	コピーしたものでも可

(2) 提出方法

ア 提出期間

平成27年 1月20日(火) 午前8時30分から

平成27年 2月13日(金) 午後5時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出先

本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参又は送付(共に提出期間内必着)

## 5 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
ア 企画提案書表紙	様式 6	1 部
イ 業務の実施方針	様式自由。但し、A3 サイズ横長片面で 1 枚	イとウをホチキス留め 10 部（企業名無し） 1 部（企業名有り）
ウ テーマ別企画提案書	様式自由。但し、テーマ毎に A3 サイズ横長片面で 1 枚	
エ 工程表	様式自由。但し、A4 サイズ 1 枚	1 部
オ 業務参考見積書	様式自由。但し、A4 サイズとし、仕様書 8（1）～（3）に示す業務ごとの内訳金額及び合計金額を明記すること。	1 部

### (2) 企画提案の内容

テーマ別企画提案書は、以下のテーマについて簡潔に記載すること。なお、作成に当たっては、提出者を特定することが可能となる記述は避けること。

#### ア テーマ 1 「市民意見及び市職員意見を踏まえた合意形成手法について」

市では、庁内検討組織及び有識者会議を組織し、備えるべき機能や面積等について検討を行い、一般市民に対しては住民説明会を開催し、意見を求める予定である。上記検討組織への支援方法のほか市民参画を踏まえた合意形成の手法について提案すること。

#### イ テーマ 2 「職員数の減少を見込んだ庁舎規模の考え方について」

今後の人口減、職員数の減少を見込んだ庁舎規模（マイナンバー制度の導入や窓口業務の外部委託化も踏まえた上で）の算定手法について提案すること。

#### ウ テーマ 3 「窓口空間及び執務空間のあり方について」

市民の利便性を向上させるための窓口空間及び事務効率向上のための執務空間について提案すること。

#### エ テーマ 4 「事業費及びランニングコストの縮減並びに工期短縮について」

既存庁舎の解体や備品購入まで含めた総事業費及びランニングコストの縮減策並びに現本庁舎の解体及び駐車場整備を含めた工期短縮のための手法について提案すること。

### (3) 提出方法

#### ア 提出期間

平成 27 年 2 月 16 日（月）午前 8 時 30 分から

平成27年 2月27日（金）午後5時15分まで  
持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

- イ 提出先  
本要領 12 に掲げる担当課
- ウ 提出方法  
持参又は送付（共に提出期間内必着）

## 6 質問及び回答

### (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

### (2) 質問及び回答の方法

- ア 様式  
質問書（様式 7）を使用すること。
- イ 提出先  
本要領 12 に掲げる担当課
- ウ 提出方法  
電子メールで提出すること。
- エ 提出期限  
平成27年2月2日（月）午後5時15分まで
- オ 質問に対する回答方法  
質問に対する回答は、平成27年2月9日（月）午後5時15分までに、ホームページに掲載する。

## 7 企画提案書等の審査及び評価

### (1) 選定委員会の設置

「深谷市新庁舎建設基本計画策定業務委託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

### (2) ヒアリング

企画提案（「業務の実施方針」及び「テーマ別企画提案書」）についてヒアリングを実施する。原則として、配置予定技術者が出席することとし、出席人数は3名以内とする。

また、ヒアリング時間は1社あたり30分以内とし、うちプレゼンテーションの時間が20分以内、質疑応答の時間が10分程度とする。

なお、ヒアリングの日程等については別途通知するものとする。

(3) 評価項目等

企画提案書等の評価項目及び配点（選定委員一人あたり）は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目		主な評価基準	配点	
ア	企業実績等	保有実績等	5	
イ	配置予定技術者	保有資格及び実績	10	
ウ	業務実施方針	業務理解度、取組意欲、実施体制の的確性	10	
エ	企画提案書	提案内容の的確性、独創性、実現性	テーマ1	15
	テーマ2		15	
	テーマ3		15	
	テーマ4		20	
オ	業務見積書		10	
合計			100	

## 8 受託候補者の特定

(1) 結果の通知

選定委員会の選定結果を基に、受託候補者を特定し、受託候補者として特定した者及び特定しなかった者に対し結果通知書（様式8）により通知するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(2) 通知の内容

前項の通知を行う場合、評価結果の順位及び特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。

(3) 契約締結交渉

(1) により特定された者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約交渉が不調のときは、評価結果が次順位の者から順に契約交渉を行う。

(4) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

## 9 非特定理由の説明に関する事項

(1) 非特定理由の説明請求

本要領8（1）により特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日（土、日曜日を除く。）以内に、次により非特定理由についての説明を求めることができる。

ア 様式

様式は自由とするが、A4 版縦長で作成すること。

イ 提出先

本要領 12 に掲げる担当課

ウ 提出方法

持参、送付、FAX 又は電子メール（いずれの方法でも期間内必着とする。）

(2) 非特定理由の説明請求に対する回答

非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（土、日曜日を除く。）以内に書面により行う。

## 10 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領 2（4）に示す委託上限額を超えた場合
- (5) 本要領 3 に示す参加要件を欠くことになった場合

## 11 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出、ヒアリング参加等に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (6) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。
- (7) 様式 5 に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (8) 本業務の受託者となった場合でも、今後予定している新庁舎建設に関する設計業務の入札等への参加は制限しない。

(9) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書受付期間	平成27年 1月20日(火)～2月13日(金)
質問受付期間	平成27年 1月20日(火)～2月 2日(月)
質問回答日	平成27年 2月 9日(月)
企画提案書受付期間	平成27年 2月16日(月)～2月27日(金)
ヒアリング	平成27年 3月中旬
結果通知	平成27年 3月中旬
契約締結	平成27年 3月下旬

12 担当課

深谷市 企画財政部 公共施設改革推進室

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町11番1号

TEL：048-568-5009（直通）

FAX：048-574-6665

E-mail：s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp